

令和 元年 6月12日

事業所各位

三豊市商工会
会長 新延 修

公印
省略

職長・安全衛生責任者教育の実施について

三豊市商工会工業部会・建設部会では、事業所等の労働災害発生の防止及び減少の手法習得のため、標記「職長・安全衛生責任者教育」を下記要領にて開催いたします。是非、この機会に管理監督者のご参加をお願いいたします。

なお、受講対象等につきましては、別添資料をご参照下さい。全課程を受講された方には修了証を交付いたします。

記

1. 開催日時

職長安全衛生責任者教育	令和元年7月13日(土)	午前8時30分～ 午後5時
	令和元年7月20日(土)	午前8時30分～ 午後5時

2. 開催場所 インパルみの(三豊市商工会)2階研修室

3. 講師 みやたけ総合管理事務所 RSTトレーナー 宮武 敏夫 氏

4. 内容 別紙カリキュラムをご参照下さい。

5. 受講料 2,000円(テキスト代込)

☆ 受講ご希望の方は、6月28日(金)までに受講申込書に受講料を添えて当会本所・支所にてお申し込み下さい。

☆ 定員25名とし、1事業所3名までとさせていただきます。尚、定員に達した場合には、申込み期限前でもお断りする場合がありますので、ご了承願います。

☆ 今年度より予算削減のため、受講料を少々頂くこととなりました。予めご了承下さい。

受講申込書

事業所	参加者氏名
住所:	
事業所名:	
電話番号:	

連絡先 三豊市商工会 TEL0875-72-3123 FAX 0875-72-5957

職長・安全衛生責任者教育

1. 職長教育

(1) 職長とは

事業場において、労働者（職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者）を指揮監督するものをいう。

なお、資格としては職長教育の講習を受講したものである。

資格を有さずに職長と呼ばれる者もいるが、企業の法令遵守の観点から、上場企業等の建設現場や工場においては資格を有さない者は、原則として指揮監督権限を認められない。

(2) 受講義務

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を12時間以上行なわなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で厚生労働省令で定めるもの（労働安全衛生法第60条）。

当該職務に初めて就く時に受講し、おおむね5年ごとに能力向上教育に準じた教育（再教育）を定期的に行うよう求められている（平成3年1月21日基発第39号）。

(3) 対象業種

- ・ 建設業
- ・ 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。
 - 食料品・たばこ製造業（化学調味料製造及び動植物油脂製造業を除く。）
 - 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - 衣服その他の繊維製品製造業
 - 紙加工品製造業（セロハン製造業を除く。）
 - 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

- ・ 電気業
- ・ ガス業
- ・ 自動車整備業
- ・ 機械修理業

2. 安全衛生責任者教育

(1) 安全衛生責任者とは

安全衛生責任者とは、特定元方事業者（建設業・造船業）の現場において、事業主の代理として現場の安全を担うものである。

通常は、下請負業者の職長（建設業法上の主任技術者）が担当する。統括安全衛生責任者（元請業者にて選任）を選任すべき事業者以外の請負人（下請業者すべて）で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなければならず、その者に統括安全衛生責任者との連絡、統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡、他の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整等を行わせなければならない（労働安全衛生法第16条1項）。

安全衛生責任者の選任・職務義務に違反した事業者は、50万円以下の罰金に処せられる（労働安全衛生法第120条）。

(2) 受講義務

安全衛生責任者となるために特段の資格や免許、経験を有する必要はないが、事実上安全衛生責任者教育というカリキュラムにそった教育を2時間以上受けた者でなければならない（平成13年3月26日基発第179号）。

職長教育の受講をしていない場合は職長・安全衛生責任者教育という教育を受講する。

職長としての要件が必要なので、現場で労働者を指揮するなどの経験があることが望ましい。実際、職長として現場に常駐する者が選任されるのが一般的である。

(3) 対象業種

- ・ 建設業
- ・ 造船業

三豊市商工会主催

「職長・安全衛生責任者教育」

日時：令和元年7月13日(土)・20日(土)

午前8時30分

場所：三豊市商工会2階研修室

講師：みやたけ総合管理事務所

所長 RST トレーナー 宮武 敏夫 氏

第一日目(7月13日)

*職長としての指導や監督についての重要性を理解する。

科目・内容	ページ	時間	備考
開講式・オリエンテーリング		8:30～	5 注意事項
労働者に対する指導又は監督の方法に関する事			
監督者の役割 【役割と責務】	13P～	8:35～	30
指導及び教育の方法 【目的と意義】	22P～	9:05～	30
休 憩		9:35～	5
作業中における監督及び指示の方法 【監督力の発揮・指示の仕方】 DVD「こんな時あなたならどうする」	33P～	9:40～	75 討議資料
休 憩		10:55～	5
作業方法の決定及び労働者の配置に関する事			
労働者の適正な配置の方法 【適正配置】 「健康問いかけKY」 「メンタルヘルス」	43P～ 92P～	11:00～	45
昼 食		11:45～	60
異常時における措置に関する事			
作業手順の定め方 講義・討議・発表 【木箱の運搬作業の手順書の作成】 講義・討議・発表	118P～	12:45～	80 討議資料
休 憩		14:05～	5
異常時における措置に関する事			
異常時における処置 DVD「異常を異常として感じるか」	134P～	14:10～	40
災害発生時における措置：分析・対策 【フォークリフト運転作業】	140P～	14:50～	60 討議資料
休 憩		15:50～	10
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事			
危険性又は有害性等の調査の方法 RA DVD 三遊亭小遊三の「リスクアセス メントの目で見直そう」 21	147P～ 179P～	16:00～	60

第二日目（7月20日）

*職場のゼロ災達成や継続に向けた手法を学び実践する。

科 目 ・ 内 容	ページ	時 間		備考
RAの実施とその結果に基づくリスク低減（KYT手法で洗い出し演習他）		8:30～	75	討議資料 No1, 2
休 憩		9:45～	5	
RAの実施とその結果に基づき講ずる措置 やり方・討議・発表	61P～	9:50～	55	討議資料
休 憩		10:45～	5	
設備、作業等の具体的な改善の方法 ¹⁸ DVD【その作業方法で安全は守れますか】 作業方法の改善。設備の改善	128P～ 56P～	10:50～	50	
現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事				
作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法【環境改善の方法と環境条件の保持安全衛生点検】	88P～	11:40～	40	
昼 食		12:20～	60	
労働災害防止についての関心の保持と 創意工夫を引き出す方法 討議【KYT基礎4R法でゼロ災推進】	169P～	13:20～	80	討議資料 NO-3
休 憩		14:40～	5	
《安全衛生責任者教育》				
安全衛生責任者の職務等	7P～	14:45～	60	
休 憩		15:45～	5	
統括安全衛生管理の進め方	35P～	15:50～	60	
閉 講 式 ・ 修 了 証 授 与		16:50～	10	

※ 講習の内容・時間等は諸事情により変更になる場合がございますので予めご了承下さい。

職場の安全 家族の安心 ゼロ災害の快適職場！！

ご安全に！！